平成２６年（フ）第４３６号
福岡県糟屋郡新宮町大字三代651番地２三代団地112号
債務者　森　トシ子
1　決定年月日時　平成26年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第４３７号
福岡県朝倉郡筑前町三並2026番地　一八団地122号
債務者　野口　　明
1　決定年月日時　平成26年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第４３９号
福岡県糟屋郡新宮町大字上府545番地１　特別養護老人ホーム新宮偕同園
債務者　井浦　藤子
1　決定年月日時　平成26年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第４４０号
福岡市早良区原６丁目22番６号
債務者　高口　好久
1　決定年月日時　平成26年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第４４１号
福岡市早良区原６丁目22番６号
債務者　高口　正美
1　決定年月日時　平成26年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第４４５号
福岡市東区筥松４丁目３番17号
債務者　高木　節子
1　決定年月日時　平成26年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第４４６号
福岡市東区筥松４丁目３番17号
債務者　田中ふみ子
1　決定年月日時　平成26年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第４４７号
福岡市早良区四箇２丁目15番12号
債務者　高田　洋子
1　決定年月日時　平成26年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第４５２号
福岡県春日市須玖北７丁目115番地ヴェルドミール須玖301号
債務者　北原三千代
1　決定年月日時　平成26年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第４５３号
福岡市東区名島２丁目８番21―310号
債務者　田中　紀生
1　決定年月日時　平成26年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第４５４号
福岡県糸島市長野1339番地14
債務者　日置みどり
1　決定年月日時　平成26年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第４５６号
福岡市博多区千代６丁目４番45―202号
債務者　梅木　和子
1　決定年月日時　平成26年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第４５７号
福岡県春日市弥生４丁目25番地ボヌール・ブン弥生105号
債務者　立元くるみ
1　決定年月日時　平成26年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第４６１号
福岡市西区下山門団地46番501号
債務者　井垣　二郎
1　決定年月日時　平成26年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第４６３号
福岡県糟屋郡宇美町光正寺２丁目７番17号
債務者　藤木ミツヨ
1　決定年月日時　平成26年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第４７０号
福岡県糟屋郡志免町志免中央１丁目13番７号清原コーポ102号
債務者　加藤　理恵
1　決定年月日時　平成26年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第４７５号
福岡市南区平和１丁目８番２号
債務者　田住　悦史
1　決定年月日時　平成26年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第４８２号
福岡市中央区大濠２丁目12番８号
債務者　吉野　照代
1　決定年月日時　平成26年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで　福岡地方裁判所第４民事部